

被保険者ということを尊重して、それで扱つた例もございますから、そういう受給権が決定されている、それに基づいて年金をもらっている方もおられるわけですから、それを真実の形に戻して、そして年金額を減額する、あるいは既に払つた年金を返還をしてもらうということについては、いろいろな法律上の問題があることは委員がおっしゃるどおりでございます。

○大家敏志君 だからどうするんだという指摘なんですよ。そもそも、少し論点を変えますけれども、一昨年の総選挙、民主党のマニフェストの中で、この社会保障、年金にかかる柱は二つだったというふうに思うんです。一元化をする、それから月額七万円の最低保障年金を導入する、このことがあなた方のマニフェストの柱だったというふうに思ひます。

民主党の政治家として、この二つをやる気があるのかどうか。そもそも、最低保障年金が導入されるとするならば、今回の運用三号は必要なかつたんじゃないですか、不適するんじゃないですか。その間に受け取ることができない人だけ対象に救済措置を図るというなら意味は分かりますよ。その矛盾点についてどうお答えになるか、そして今私が指摘した二つをやる気があるのかどうか、民主党の政治家としてお答えください。

○國務大臣(細川律夫君) 民主党的マニフェストでは、今年の年金制度については、国民年金あるいは、今の年金制度について、年金の二つをやる気があるのかどうかと、ちょっと御説明をちょっとと聞かせていただきたいと思います。○大家敏志君 やる気があるかないか。

○國務大臣(細川律夫君) いやいや、ちょっと、そういうこともあって、民主党は年金の一元化を主張いたしております。そして、比例報酬の年金を基本にいたしまして、収入の少ない人に対し

ては最低の保障年金、これを税金で賄つと、こういう年金制度をマニフェストでも掲げましたので、それをしつかりやつしていくということで、今回の方針で今検討をいたしているところでございます。

○大家敏志君 三つ質問させていただいだんです。比例報酬年金とセットで、これを今提案するべく検討をしていると、こういうことでございます。○大家敏志君 これをやるんですね、二つとも。いつまでに。

○國務大臣(細川律夫君) いや、最低保障年金は比例報酬年金とセツトで、これを今提案するべく検討をしていくと、こういうことでございます。○大家敏志君 これをやるんですね、二つとも。いつまでに。

○國務大臣(細川律夫君) この点については、今社会保護と税の一体改革の中でも議論をしていくと、こういうことでございます。

○國務大臣(細川律夫君) よく分かりませんけれども、検討中というならば、今回の運用三号の抜きについても検討結果を見てから答えることかと思います。

○國務大臣(細川律夫君) この運用三号につきましては、昨年の二月にこの運用三号の大枠を決定をいたしました、そしてその決定に基づいて事務局でいろいろと準備をして、そして今年の一月一日から実施をすると、こういうことで進めてきましたところでございます。

しかし、この運用三号については、義務省の方の年金業務監視委員会などいろいろと御指摘、御批判もございました。また、国会の中でも運用三号について大変批判的な御意見も聞つたところでありまして、したがつて、この点については留保ということを決めまして、一歩立ち止まってこれを考え方と、こういうことにいたしまして、三月の八日にはこれを抜本的に改革をしていくと、こういう方針を出しまして、運用三号については廃止をいたしたところでございます。

○大家敏志君 もう言つてることよく聞き取れませんし分かりませんけれども、最低保障年金

がもし導入されたとするならば、追納した人は払い戻すことになるんじやないでしょうか。

そして、少し話が戻りますけれども、税務省から法律違反という指摘を受けたときにすぐ対応しなかつた、そのことでとにかく後手後手に回つて話がおかしくなってきたというふうに思ひますけれども、とにかく私が聞きたいのは、最低保障年金との仕組みが矛盾しないのかと。そして、最低保障年金を二十五年度までには決定すると話がおかしくなってきたというふうに思ひますけれども、とにかく私が聞きたいのは、最低保障年金との仕組みが矛盾しないのかと。そして、最低保障年金を二十五年度までには決定すると決まりました。それを本当にやる気なんですか。

○國務大臣(細川律夫君) 先ほどから申し上げておりますように、この年金改革につきましては、マニフェストで掲げました比例報酬年金、そして最低保障年金、これが一体となつた「元的」な年金改革を今度の税と社会保障の一休改革のところに提案をいたします。

ただ、この民主党が掲げております年金の一元化の制度、これと、そして現に行われている、実施をされております年金制度、これについては、新しく一元化した年金制度を実施するとしても、それはすぐに実施というわけにはなかなかいかないところもありまして、旧の今実施している年金制度と並行的に進むとかいろいろございますから、今の年金制度について改革をすべきところは改革もしていかなければならぬと、こういうところは改革も当然あるわけでございますから、それは私たちの思ひている最低保障年金のところがいつも実現するかということと今の運用三号とはまた別に考えていかなければいけないというふうに思ひます。

○大家敏志君 改め詮解をもつても、それは世間でいえば「賦」というんですよ。はつきりとそれはお詮めになつた方がいいというふうに思ひます、少し論点を変えますけれども、今回あなたは処分をなされ、トカゲのしつばを切つて手を止め少しうまくいきますよね。私が思う見方を少し話させていただきます。

元々この問題は、長妻前大臣の下で事務処理の統一で三号問題は全て解決できると、よりて引掛けなどは必要ないと考え方が一つ。もう一つは、法改正の必要がある重要な問題であるけれども、しかも引掛け事項にする必要があつたが、長妻大臣は忘れていた。どちらかだと思うんですが、引掛け事項の中に入つていなかつたのは細川大臣はなぜだとお考えですか。

○國務大臣(細川律夫君) 議院の方の委員会での引掛け事項に入つてあるかどうかということが質問ございました。そのときに、私は引掛け事項には入つていなかつたと、こういうふうにお答え……

○大家敏志君 なぜだと思うかという質問です。○國務大臣(細川律夫君) これは私が思うには、この運用三号につきましては、昨年の二月二十九日で前大臣の方でこれを大臣を決定をされたといふことで、その後は事務的な仕事としてそれが並行していると、こういうことで引掛けがなされなかつたんではないかと、これはあくまでも私の想像であります。

○委員長(津田恵太郎君) 大家君に申し上げます。おほほの指名を受けてから御発言願います。

○大家敏志君 はい、分かりました。大臣、手帳に答弁を頼いだいと思います。まず冒頭申し上げて。

どの場合にあつたって、大臣は……(難音する者あり) 静かにしろ。どちらの場合にあつたつて、この状況の中で橋本課長が処分をされる理由はどこにあるんでしょうか。報告をし、決定されたことを悟らずに進めて、にもかかわらず処分を受けた。どう国民が見たつて、そのことが理解できません。御説明願います。

○國務大臣(細川律夫君) 委員もおつしやつていただけます。はつきりとそれは、たように、この問題については、国民の福利義務の問題でございますから、大変重要な事項でございます。そういう重要な事項について、復らこの年金の運用問題ということで、既にその決定がなされた後これを単独的にその手続きを進めていると

先ほど私の発言の中でお騒ぎしたことを理事会で検討していただきたいというふうに思います。

参考人の件です。よろしくお頼みします。
○委員長(津田弥太郎君) ただいまの件につきましては後刻理事会において協議をいたします。
○中村博彦君 (自民党の) 中村博彦でございます。
東日本大震災、あのつめ跡のあの現状を見る
と、本当に私たち、生かされている命に感謝せざ
るを得ない気持ちになつてしまひます。どうか大
臣におかれても是非震災復興については全力で
お頼みいたしたい。今、現地からの生の声をお届
けいたします。できる限りイエスで返事をいただ
きたい、簡単に。

特養ホームは、老人福祉施設は、まさに地域の要介護高齢者の生活の場です。そして、地域の住民の避難の場所にもなっています。そして、デイサービス、またホームヘルプ事業は要介護高齢者にとって欠かせないサービスになっています。しかしながら、どうでしょうか。今なおガソリンが行き届いていないんです。デイサービスの送迎用のバスが走れない。そして、夜中じゅう並んでも五キロメートルぐらいの列が続く。そして、入院でしか入れてくれない。これはなぜなんでしょう。

聞くところによると、緊急通行車両の指定が受けているんです。宮城県はスマートに緊急通行車両の優先的給油が可能となるようになされたようですけれども、仙台市はなかなかならない。これは、一体、人道的に厚労大臣としてどういうふうにお考えでしょうか、短くお願いします。

○國務大臣(細川律夫君) 介護施設などの車両について十分なその機能が発揮できない、ガソリンの供給が足りないということ、しかも緊急車両に指定するその県によってまちまちだと、こういう

〇中村博彦君 できましたら、ひとつ仙台市を経
て奈良の御捕縛を受けまして、そういうこと
ができるだけないよう、それは私どもの方でも
しっかりとやつていただきたい、というふうに思います。

めとして各都道府県、対象都道府県を終点検をお願いいたしたいと思います。

そして、もちろん人浴が、暖房ができません。そして、ガソリンがございませんので暖はが運動できない、そういう状況になつていています。そして、今施設長さんが一番恐れていることは、水が足らないから手が洗うに洗えない。もちろん浴槽槽も動かすことができません。だから、感染症の問題、インフルエンザの問題、ノロウイルスの問題、〇一五七の問題、これが発生したら避難所になつている老人福祉施設は喫緊状態になるわけでござります。

も、昨日の情報では、仙台市では一般の避難所がもう避難所を開じるからもう地域へ帰つてください、家へ帰つてくださいという動きになつてきているわけです。このような状況、本当に御認識でござりますでしょうか、そのような避難所を閉めようとする動きは、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員がお話しされました具体的なことについては承知をいたしておりませんけれども、やはりが今言われましたような情報などについても、どうぞ私どもの方にどんどん情報をお入れいただきたいというふうに思います。

この未曾有の大災害で大変いろんな方も苦しんでおられますし、とりわけ、先ほどもお話を申し上げましたように、御高齢の方、介護を要する皆さん方、本当に御苦勞もされていると思いますので、しっかりとそこに対応していかなければならぬと思いますので、是非御協力もよろしくお預りしたいと思います。

は九千八百十五人、整備が減少しているわけであります。何と整備率は七三%にしかすぎないんで

大臣、歴代の大臣が責任といえば責任なんでしょうけれども、ひとつこの教訓を生かしていきたく、四十二万の待機者を削減する、そしてこの地域に安心感を送る、地政や津波に安心感を送れる施設を造るという認識を是非お願いをいたしたい。そして、両三私は申しておりますし、今、与党の先生方もいつも理解していただいているんですけれども、どういうふうか特別差額老人ホームの金室個室ユニット型オンラインという制度がこの三年間続いてきていますね、大塚副大臣。

それで、今回、個室ユニットケアだけなものでなく、特に岩手県の大槌町の個室ユニットケア施設長に聞いたたら、泣いておりますよ。個室だから避難の人が入れない。そして、この災害で認知度が上がったというんですね。もう御存じの方とおり、認知症の周辺症状、BPSD、徘徊、失禁、暴力、異食行為その日常生活自立度というので測るんですけども、何と一が二になつたり、今回のこの大きな小さな事で本当に認知症の方が軽くなつていな、だから、個室で対応であります。だから、一体どうしたらいいんだろかですね。だから、一体どうしたらいいんだろか

と。そして余震がある。だから、個室に戻せないから、廊下、廊下、廊下で、個室があるのに廊下で対応する。そんな状況なのでござります。

なぜ、これは反省点、なぜ多床室と個室ユニットケアが柔軟に施設、地域ニーズにこたえる制度にしなかつたのか。どうでしようか、大臣、大臣、副大臣。簡単に、簡単に。

○委員長(浦田弥太郎君) ビヤ、まず最初に大塚厚生労働副大臣、

○副大臣(大塚耕平君) 白ら施設を運営しておられる先生でございまので私よりお詳しいこととお思いますが、二二数年間のそういう傾向というものは、今突然の廊下間ですでの、私自身、正確にリ

ただ、確かに多床室と個室ユニットケア、これはその両方のニーズがあることは事実でございま

すので、例えば個室ユニットの方ばかりを集める施設というのはそういう意味ではその地盤の多床室のニーズにこたえられないということになりますので、仮にこの数年間そういう画一的な施設建設の基準が厚生労働省の運用として行われていたら、ということであれば、それはよく検討し直してみなければいけない点だと思いますので、今日御指導をいただきたことを踏まえて、一度しつかり自ら検証させていただきたいというふうに思いま

○中村博彦君 大臣は結構でございます。
今、大塚副大臣と大臣の答弁はこれはもううまい
コードで間違いないと思いますので、是非、混合型
型というんですよね。ニーズにこたえる混合型と
いう流れの中で、ひとつ今回のこの地域の二二
ズ、そしてこの老人福祉施設の重要さというものが
をもう一度検点検した上で制度設計、介護保険法
の改正に生かしていただきたい、こういうようだ
思います。

外には出るなと。しかし、水道水もない。避難船合は出でていませんけれども、どうしようかと。そして、いわき市へこの飯館村のもう一つの施設は入所者を移送しました。バスで移送したものですから、どうですか、本当につらいつらい、亡くなりました、御存じのとおり。

これ、この福島原発が二十キロ、三十キロの地点を越えたときに、自衛隊の大型ヘリコプターだととか、この移送のリスク、死、その移送のリスクが大きいとありますから、どうか何らかの死を招かないで移送手段というものを考えていただけませんか、

○大臣政務官(岡本充助君) 今先生お尋ねのところなり、介護施設に入所されている方を、いかにそのまま

そうした退所した児童を調査をするということを東京都などでは現在しているんですが、なかなか退所した人の跡を追うというのが難しいというふうには聞いております。ただ、退所をして、自立援助ホームをちゃんとつくるとか、そうでなく本当に自立をした子供たちがどうなっているか、必要だと思いますので、どのように工夫をしたいと思います。

○福島みずほ君 子供たちは、進学の際に一時金として七万七千円もらっています。でも、それが今の大手に入るのに十分なお金ではありませんの

で、是非、子ども・子育てビジョンなどにも基づいて、しっかりとやつぱり子供たちに予算を付けてくださいるようお願いいたします。

「最後に、最後に」というか、三号被保険者の問題がずっと国会で農災前から議論になつております。これは元々、一号、二号、三号と女性が、男性もそうですが分けられる。つまり、自分が結婚した相手の夫が、男性が自営業なのかサラリーマンなのか、自分が働いているかによつて一号、二号、三号と分けられる。

私は、弁護士としては、やつぱり自営業の妻で無年金になつている人たちもたくさん見てきたわけです。ですから、三号被保険者だったら自分で保険料を払わなくとも年金がもらえるように途中でなつた、ところが一号だともらえない。ところが、結婚したら相手が職業を変えることもあるわけですし、結局、実は根本的な問題、大き過ぎる問題かもしませんが、ですから、誰でもやつぱり個人単位で年金がきちっともらえるような仕組みを長期的にはやっぱりつくっていくことが何かなかなか解けないこの問題を解決することだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおりだと思います。

特に、女性がどのようなライフスタイルを取つても公平な形にこうした社会保障の制度をするべきだということはすうとうつてまいりましたけれど

ども、今回、運用二号で問題が皆さん注目をしていただいて、でも元は、今おっしゃったように元の制度自体がフェアでないことがありますので、そういう意味では、これから少子高齢社会になって、やつぱり女性がM字型カーブでなく働き続けられることとか、社会的に見ても、その人一人の女性たちの生き方から見ても、これは、この三号の仕方をしっかりと社会保障制度の内構築の中で見直していく「」が必要だと思つております。

○福島みずほ君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(渕田弥太郎君) 以上をもちまして、平成二十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生労働省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

〔異議なし〕

〔異議なし」と呼ぶ旨あり〕

○委員長(渕田弥太郎君) 諸異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

同じような話なんですが、これは省意というわけではないんですが、制度の中で、次の私の資料、
陸前高田市で社会福祉法人が施設をつくっておつ
て完成までした、ところが津波で流されてしまつ
た。補助金が出るところで、いよいよ申請をした
ら、支払われるかどうかわからないというような
報告が県からなされて大変だという話なんです
が、きょうの新聞に、補助金は支払われるという
ことが出ております。ですから、これが本当にど
うかも確かめたいんですけど、この補助金が、
これは愛育会という社会福祉法人の初的障害者の
ケアホームなんですねけれども、どうやら国と県と
の話し合いの中で支払われるということが新聞の
中では一応書いてあるので、多分そういう方向な
んだろうと思います。

これも確認したいんですねが、同時に、まだ完成
していないもの、こういうものが途中で流され
いる案件、非常に多いと思うんです。その中には、
厚生労働省等々のいろいろな補助制度で動いてい
るものもあると思います。こういうものも含めて、
やはり、ある程度できた部分は補助金をお支払い
いただかないといふことをしていた方々は大変な
負担の中での苦しまなきやいけないという話になる
わけでありまして、そこに聞いて、大臣、やはり
何らかの助けの手を差し伸べていただきたいと
いうふうに思うんですが、いかがでございましょ
うか。

○細川国務大臣　委員の御指摘がございました社
会福祉施設に対する整備費でございますけれど
も、この執行に当たりましては、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律、こうのうのが
ございまして、これで規制をされているところで
ござります。

今御指摘のありました岩手県陸前高田市の社会
福祉法人愛育会の知的障害ケアホーム、これが完
成した、建ったけれども津波でやられた、こうな
うこと。これについては、完成していただいたとい
うことで補助金をしっかり支払う、こういうことにつ
いたしました。

それで、御質問は、建設の途中でありますから、途中でも、かかった費用についてはこれもお支払いをする、こういうことで進めていただきたいといふに考えております。

○田村(憲)委員 非常に前向きな御答弁でござりますので、いくということですから、していただけるというふうにお聞きをさせていただきます。大臣、よろしく御配慮のほどお願いいたしたいと思います。

お聞きしたいことがいっぱいあるんですけれども、今回、一つ、計画的避難区域というような新たな指定をするということ話が出てきております。この中で、今まで、震災地また避難区域等等で、医療、介護保険の自己負担保険料、また失業給付、こういうものに対して特例を出してきていたんだ流れがあります。また一方で、そういうところで失業給付が出ない場合には雇調金というような話をございました。

この計画的避難区域という、一定期間を置いて中で避難をしていただく区域ですね、ここにおいては、医療、介護、また障害者自立支援法における自己負担、さらには失業給付、まあ、雇調金はちょっと失業給付と反面に出るところなんでしょうねけれども、ここれら辺のことの対応はどうされるおつもりですか。

○岡本大臣政務官 計画的避難区域につきましては、これまでの避難指示地域や屋内避難指示地域の取り扱いと同様とさせていただきたいというふうに考えておりまして、医療保険、介護保険、雇用保険といった、委員御指摘のこういった保険の特例を適用することとしておりますし、雇調金につきましても、計画的避難区域の指定を受けたことにより事業活動が縮小した場合は、これまでの避難指示地域や屋内避難指示地域における取り扱いと同様とさせていただきたいというふうに考えております。

○田村(憲)委員 ということは、今まで雇調金で対応していたところは、雇調金から失業給付の特例に移る場合もあるというふうに考えていいんでしょうか。

○岡本大臣政務官 届調金は、当然事業主の負担もあるわけでありますから、支払いが出てくるわけですから、それに對して、失業給付であれば事業主の直接の支払いはないわけで、そちらに切りかえたいというものが出てくることも想定をされておりまして、もちろんそれにも応じていくことがあります。

○田村(憲)委員 ありがとうございました。よくわかりました。

我々もいろいろな党で、提議がありまして、夫は、自民党で昨日、第二次提議を出させていただいておりまます。もう政府の方には行つてあるんだけれども、この中に、きょう私が質問でお願いできない、そういう部分もいつぱい入つておりますから、特に大臣、ぜひとも御一読をいただきて、これは災害救助法の担当の省庁でござりますから、全部一読いたいと申します。いろいろな御理解のもとでこれを取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

時間が方があつたので、質問したいことがいつぱいありますので、質問したいことがいつぱいあつたんでけれども、最後に、二号被保険者の話を若干させください。

三号の特別部会でいろいろな議論が出てきておりますので、その議論を本当はお聞きしたかったんですが、時間がないので、一方的に私の意見等々を申し上げます。

新聞等々を見ておられますと、要は、空期間といふものは、一つはえなきやならぬだらうなど。保険料を払つていない方々にも空期間という形で年金給付のための積算期間には入れていこうという考え方が一つの上台としてある。

それからもう一つは、さかのほつて特例納付のような形で保険料を納付できるようにならうだという話が出ておる。私、その中において、特例納付のような形で運用三号の方々に対応するのならば、本來はすべての方々に対してもそれをやらなきやいけないんだろうというふうに思つております。

ます。自民党は、マニフェストの中にもそういうことを書いておりました。
といいますのは、わからずにやっている方々は仕方がないんですか、意図として、わかつてないた
人もいるわけですよね。気づいていてという方々
も中にはおられるわけであります。そういう方々
とのバランスを考えれば、やはりそこは特例納付
を全体でやるべきだというふうに思つております
ので、ぜひとも、そちら辺も含めて、大臣、お考
えの中に入れていただきたいというふうに思いま
す。
もう一点、受給者の方々の問題があります。こ
の方々をどうするかという問題がござりますか
ら、これは我々としては、例のマクロ経済スライ
ドのときに、物価が上がったときにそれを抑えて
いく、上がり方を抑えていくという方法がありま
す。こういうものを使う方法も一つあるのかなと
いうふうに思いますが、また御参考にしていただ
きながらいろいろな議論をしていただければあ
りがたいというふうに思います。
済みません、時間が来ました。来ていないんで
すけれども来ましたので、これにて私の質問を終
わらせていただきます。ありがとうございました。
○牧委員長 次に、坂口力呂。

らいにはと/orうことで五月末ぐらいたいに出したいといふうな想いがおありだたと私は思つておりますけれども、同時に、野党の皆様方も政府・党がまず出してと/oうところから出ししようとおふうな御意向であるやにお伺ひしておりますので、そんなことも含め、また大臣御自身が一つの流れの中で法案として出すと/oうことを明確におっしゃってきたと/oうでござりますので、今国会に出していくだくように重ねて御要請を申し上げておきたいと思います。

「その左側の一畠下のところに介護保険。創設が二〇〇〇年、平成十二年からでございますので、一番項目的に後だということで、畠下になつていいわけですが、それども、このところの介護保険にかかる社会保障負担の統計を実は私は七年前にならましようか、前の介護保険法の改正のときにお伺いしましたところ、創設間近でしたので社会保障診療報酬支払基金の統計を使うなど、少しまだ未成熟といいますか確立していないところがあつたわけですけれども、今は既に確立されたと思う

も、ほとんどは専用者です。
そういう意味で、こういふのは、実は四百億ぐらゐるわけで、この介護保険三千何百億という、そういうわけで、ですか
の第一号被保険者の分もも雇用者の欄に計上してござりますので、
しかるべきだと、統計的

ではないわけではございま
ここに農業者年金基金とい
いのことがここに出てい
る。第一号被保険者は、兆
いつたオーダーのことで
ら、松計的にはやはりこ
れを年金基金とい
うべきだしまして
に移行する過程にな
取しつつ改めて保
金、厚生年金基金と
して出た三つのリ
カバーしているがど
されているかどうか
されているかどうか
ということとされな
な精緻さを求めるならば
雇用者ではないけれど
ということが入っていて
な

った格付しております。この
とくに、九三年SNAに基づく体系
おきまして、専門家の意見も聴
討を行つた結果、国民年金基
金にも、社会保障基金の要件と
基準、すなわち社会の大部 分を
どうか、加入が法律により強制
か、積立方式以外の方法で運営
か、これを全て満たしていない
ました。したがいまして、これ

さて、それで、介護の方に入りますけれども、今回の法案ですけれども、今回の法案は介護サービスの基盤強化、また地域包括ケアシステムの実現と、こういったことを一つ大きく掲げられる中で、地域ニーズや課題を踏まえた介護保険事業計画を策定する、また二十四時間対応の巡回サービスをつくる。あわせて、かねてより課題でございました介護療養病床、これを六年間延長する、そして財政安定化基金を取り崩して介護保険料の軽減

なんですか、どういう統計を使って出していらっしゃるかにつきまして、簡潔にお示しいただきたいたいと思います。

○政府参考人(豊田欣吉君)　社会保障負担における介護保険料につきましては、六十五歳以上の第一号被保険者が市町村に納める保険料、それと四十年以上六十五歳未満の第二号被保険者が医療保険組合に納める保険料の二種類に分かれます。第一号被保険者の保険料につきましては、私ど

○政府参考人(豊田欣吾) そうであるべきだと思つて
でしょうか。

（君） まことに御指摘のとおり、保険者の中には雇用者で、雇用保険事業におきまして一つの問題で、平成十九年度から營されているところでは、平成二十三年版の御指摘は、ただいまより御指摘の成二十四年版の国民経済は、ただいまより御指摘の成二十三年版の御指摘のとおりであります。

御質問でござりますけれども、つきましては、平成十八年度に事業が廃止されておりますのからは雇用保険三事業として運営でございます。近々刊行予定の国民経済計算年報にも記載されていますが、これまで雇用保険三事業、平成

本当に活用する所と、こういった内容を持った法律であります。そこで、このように思つておられるところでござります。それで、内容的なことはちょっと後でお伺いいたしますけれども、それに先立つて介護にかかる費用の統計についてちょっと御質問し、また意見も申上げたいと思います。

そのことの意味は、いわゆる社会保障負担にかかるところで、これは私自身の一つのライフケアでもあると思っていてる課題でございますけれども、日本における社会保障負担というのは国民経済計算の計算の過程で出されるわけでござります。

お手元に資料をお配りしておりますので、随良のA3判でちょっと見にくいもので恐縮ですけれども、これがいわゆる毎年六月、七月に冊子として出される国民経済計算の社会保障負担の明細表でございまして、この中に日本の社会保障負担が全く網羅されているということになるわけでござります。

もどいたしましては、地方財政年報の山野村の保険料収入を用いて推計しているところでございましてす。また、第二号被保険者の保険料につきましては、各医療保険組合の事業報告書等を用いて推計をしているところでございます。

○辻泰弘君 そういうことで、十年経過して、統計的にももう既に算定されたということと理解いたしますけれども、一つ意見として申し上げたいのは、この左の下のところに、ちょっと見にくいくらいでけれども、国民年金、国民健康保険及び農業者年金基金について、加入者は雇用者ではなくけれども、負担額を便宜上、雇用者の社会負担の間に計算上したと、こうなっているわけなんです。すなはち、お勤め人でないけれども、その間に便宜上計算上したと、こういうことになつてゐるわけですね。

これを介護保険に照らし合わせますと、今はお若い五歳以上の方々といふことで、もちろん勤めていらっしゃる方もある程度はあるでしようけれども、

○辻彌弘君 ごめんなさ
いましたつけ。
○政府参考人(豊田欣吾) い
ます。
○辻彌弘君 あわせて、
いうのがあるんですけど、金
銭、国民年金基金などで、
統計を、取り方を変え
NAのとこになつたわ
いての定義を明確化する
事業というのが私は指摘
は一筋直近の国民経済計
画というままでなつていい
のは十九年から「事業」を
点についても訂正をして
ますが、その点、簡単に
○政府参考人(豊田欣吾)
をいたしました。
国民年金基金、それ
は、六八SNAから九三

で、まずは、賦課方式になつていて、その制度だと、こういつた位置づけであります。今後とも取扱いだと思います。

限られておりますので少し早足で、されども、介護保険制度創設月スタートでございましたけれども、一年ぐらいが経過したわけですね、の統括的な評価、今後の問題、簡単に結構ですので御答弁いただいているところでございま

国からいろいろな形で医療関係の方々も結集されおられるところでござります。私も四月に石巻に行きました。石巻では、私が出身でございます兵庫県の医療チームが川島医師会長を先頭に取り組んでおられる。医師会、薬剤師会、また看護協会の方々がチームを組んで、また別途、歯科医師会の方々も御奮闘をいただいていたところでございまして、まさに金の支払とか保険制度が関係ないところで医療が行われているという、ある意味で医療の原点に立ち返るような、そのような崇高な行為といいますか、そういうものに接する思ひがいたしました。

そして同時に、地方公共団体の方々あるいは水道部局の方々が全国から支援に駆け付けられる中に医療関係の方々もおられる、そういうことをつぶさに見ると、昨年あるいはそれ以前も議論をしておりましたけれども、医療というものがある面それと同等の公共サービスを構成するものではないか。昨年夏以降、税制における医療に対する事業税の非課税の問題等ございまして、小宮山副大臣にも御奮闘いただいたと理解をしておりますけれども、そのことに突き当たる、まあ直接その方々がおつしやっていることではございませんけれども、改めて私は、医療というものの非常利性というものを、公共性というものを改めてこの現地での経験も踏まえて認識を深くしたところでございます。

つきましては、開幕要求の折に各省の税制改正要望を出されるわけで、昨年もその流れで医療税についての事業税の非課税ということで省としての要望を出されているわけですが、それが現実的には年末に向けての議論になるわけですが、是非そのことについては、国税という税組特別措置本則事項ではなく、本法に倣する地方税における付けていただきよう、今後とも恒久的に位置付けていただこうようにまずお願いしておきたいと思いますが、小宮山副大臣の御所見をお伺いしたい

○副大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいましたように、今回の震災は、発災直後から医療崩壊の状況的で迅速な派遣を始め、本当に医療従事者の方々には被災地域の医療の確保のために精力的に取り組んでいただいております。今おっしゃいましたように、医療の公的な役割が被災者の生活支援のためにも本当に重要であることが改めて認識させたと思つております。

今おっしゃいました社会保険施設に係る事業税の非課税措置につきましては、御紹介あつたよう、平成二十三年度税制改正大綱で、平成・十二年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するため必要な措置について、来年一年間真摯に議論し、結論を得ることとされております。私どもとしましては、この非課税の措置ということ、今は継続されているんですが、おっしゃったように恒久的なものとしていることで、厚生労働省としては強力にそういう考え方を主張をいたしましたけれども、関係各省との折衝の中でまた今年度一年間継続という形にしかなつておりません。

厚生労働省といたしましては、地域の医療基盤を守るという見地からも、平成二十四年度の税制改正でも引き続き社会保障診療報酬に係る事業税の非課税措置の継続、そしてこれを恒久的なものにできますように関係省庁に要望をしていきたいと思っておりますので、是非委員を始め皆様の御支援もいただければと思っております。

○辻泰弘君 是非そのお取扱をお頼りしたいと思います。

それで、時間がないので簡潔に質問していくたいと思いますけれども、もう一点は、いわゆる震災の場ではございましたけれども、外国人医師の方々が医療行為をなさつたということで、これについて三月十四日通知を出されて、緊急やむを得ないときはそれはいいんだということで、それはもうそのとおりだと思いますし、阪神・淡路大震災のときもそうございました。

ただ、それ以降、時日を経過して、むしろ心性

そういうよりも慢性的なそういう医療が必要である場面で、外務省といいますか、内閣かもそれまんじやないかと思うんですけれども。そして今日もホームページでは外務省が報告しているというやないかと、そのようと思うわけです。

そして、武力専横法においてはそういった規定がしつかりと位置付けられておりまして、どういった場合にどういう地域でやつてもらうかとか、現地における、本国における資格があるのかどうかチエックするとか、そういう規定まで立法されているわけでございます。武力攻撃専横処法ですけれども。

そういう意味で、私は、災害時における海外の方々からの医療の副文機も受けてかかるべきだと私は思っておりますけれども、やはり平時において立法をしておいて、しつかりとしたルールの下になされねばじゃないか。今回のことでも、外務省が把握しているけれども厚労省は実はあくまで知らぬという形は、私はやはり本来の形ではないと思っております。そういう意味で立法も御検討いただきたいと思うんですけれども、簡単に御答弁いただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 副指摘のとおり、外務省の方にます医療支援の話が入りました関係で、その支援をどう受け止めるかということに關して、他国の医療チームの協力を受ける場合であつても、医師法等に直接の根拠はないものの刑法第三十五条の正当業務行為に該当し、医師法違反が問われることはないという考え方を提示させていたるのですが、今後もやはり災害はない方がいいわけですが、しかし起き得る可能性があり、そうした際に、どういふ考え方を提示させていたるのそうした支援を受けさせていただくかというところはしつかりこれから整理をしていきたいという

ふうに思つております。
○辻泰弘君　よろしくお願ひいたします。
それで、別のことでは最後にお聞きしておきたい
と思ひますけれども、いわゆる年金の第三号被保
険者の問題でござります。夫の退職時などに年金
の変更届をしなかつた主婦の年金問題ということ
になるわけですけれども、これにつきましてはい
ろいろの経緯の中で三月八日㈫に渋川厚生労働大臣
が対応の考え方を示された。その後、都会での政
府内の御議論もございましたし、それと呼応する
形で私たちの民主党内での議論もさせていただき
たところでござります。
その際には、厚生労働大臣がおつしやった公平
性の観点、救済の観点、これを大事にすべき。そ
して厚労大臣、総務大臣合意の中にある可能な限
り正しい状態を追求すると、こういった二つの精
神が大巾だと思って、私もチームの主導を務めさ
せていただきましたけれども、一つの方向性を出
させていただきましたが、いずれにいたしまして
も、大臣が法律によって対処するということを
おっしゃった経緯がある中でござりますので、会
明がどうなるかは分かりませんけれども、やはり
今国会において立法して提出をされるということを
が筋だと思っておりますけれども、その点につい
ての方針をお伺いしたいと思います。
○副大臣(大塚耕平君)　今、社会保障審議会での
結論、そして与党の中における御検討の結果等を
踏まえて作業中でありますので、取りまとまり次
第提出をする方向で努力を続けたいと思っており
ます。

なお、先週、総務省の年金業務監視委員会にも
改めて出席をさせていただきまして状況を御報告
をいたしました。年金業務監視委員会の方でも、
ここから先は国債の最高機関である立法府におけ
る御議論にお任せしたいというふうに御意思を表
明していただきましたので、是非野党の皆様方に
も御理解をいただいて何とか国会で成案を得させ
ていただきたいというふうに思つております。
○辻泰弘君　当初、国会公則の閉じる一ヵ月前ぐ

第三回

1

100

104

○あべ委員 ありがとうございます。
ありました、保険における扱いについては、確かに今、がんとH.I.V.と、それとほかについてはちょっと区別が受けられておりますけれども、これについてもこういう複利ケアチームのセーリングとともに検討していただきたいというふうに思いました。

今回の医療計画の見直し、私はこれから非常に大きく影響すると思いますし、チーム医療のあり方も大きく影響すると思います。特に、政策はいつまで戻しかわかりませんが、霞が関の官僚の方々は専々と、我々政治家の者になき込まれず頑張つていただきたいと思います。

○鶴下委員 おはようございます。曠業をたがえまして申しわけございませんでした。

まず最初に大臣にお伺いしたいんですが、いわゆる主婦年金のてんまつについて、今どういう状況にあるかというようなことについて、簡単に教えていただきたいと思います。

○細川國務大臣　例の第二号被保険者不整合記録問題でござります。

この対応につきましては、社会保障審議会の特別部会で御審議をいただいたところでございまして、その報告書が五月二十日に取りまとめられま

した。その報告書によりますと、不整合期間については空期間とするということ、それから直近の十年間に生じた不整合期間について保険料の割引的な追納を可能とするというような、そんな根本的改革策の具体的な内容が提議をされているところでございます。

そこで、厚生労働省といたしましては、この報告の提言を踏まえまして、今、関係省庁とも調整をしながら、政府としての抜本的な改革策の案の取りまとめの作業を進めておりまして、この取りまとめができる次第法案を提出したい、こういうふうに考えて いるところでございます。

いた。このことを申し上げているわけでありまして、この中身については、政府はいろいろな御見解で、どちらとどうようとことについては、それの決断でありますから、それをとやかく言うようなことはないんです。

岸長さんがある意味で廻分を受けたわけありますけれども、政務二役の方々についての責任の所在、こういうようなことについては、私は、やはり国民の権利義務にかかわることについてはきちんと法なりで、国会で審議をして決める。こういうような意味においては、大臣も法律の専門家でありますから、必ずそういうようなことでの責任問題、こういうようなこともきちんと決着していただきたいというふうに思つておるんです。岡本政務官は、何かそういう意味で、何らかの形でその処分といいますか、受けたというようなことを用いておりますけれども、政務官、どういうような形だったんでしょうか。

○岡本大臣政務官 今朝、年金局に対する監督責任、それから国民の信頼を失墜させたこと等に対する真直な反省から、みずからはじめをつける、こういうことで給与の自主選択をさせていただいております。

・

○鶴下委員 最終的には大臣の責任はそれなりに免れない、こういうふうに私は思つております。ただ、いろいろな今までの状況というようなことは我々も認めて対応に受けとめておりますから、最終的に大臣はどちらかの形でいかかは多分おやめになる時期が出てくるんだろうというふうに思ひます。その退任のときのあいさつの中での中で入れていただきたいというふうに思ひます。そういうようなことが、やはり我々は政治家としてきちんといずれのタイミングでか責任をと

○細川国務大臣　この二月通知の問題につきましては、今岡本政務官の方からもお話をあります。私自身も、みずから自分を処分する、こういう意味で大臣の報酬の返納もさせていただきたいところございます。

今朝下委員会はわれますように、いずれのときか私も退任をするということになります。そのときには、問責もなくこの三ヶ月保険省問題、不擧合記述問題について私の考え方を申し上げたいとうふうに思つております。

○鶴下委員　ぜひそういうような形で、政治も責任をとるんだ、こういうようなことの姿勢だけは示して、過去にそういうことがあつたんだということだけはきちんと残しておいていただきたい、こういうふうに思います。

それでは、ワクチンについて話をさせていただきますが、ワクチンの危機管理体制について少しおります。

例えば、今回は新型インフルエンザ、こういうようなことで、比較的前回の対応は、いろいろとこれまでしたけれども、うまくいった部分もあるというふうに思います。ただ、未知の疾患、特に感染性が強い、致死性が強い、こういうようなものが出てきたときに、厚生労働省としては、どういうようなタイミングで、何をどういう順番にやつしていくかということは、非常に重要なことはふうに思つています。

今、例えは国民全体にワクチンを接種していくたまく、こういうようなこととのスピード感という意味においては、もし感染性の強い疾患が出てきたときに、対応が必ずしも私は十分でないというふうに思つておりますが、いろいろなシミュレーションをしておく必要があると思います。

今現在、厚生労働省がどういうようなことを考えていらっしゃるか、まず照括を伺いたいと思います。

○岡本大臣政務官 興括ということですけれども、衣類のウイルスということになりますと、本当に未知ですから、なかなかこの場でこうしますといふようなことを明確にお答えができないことがあります。お詐しをいただきたいと思います。

しかしながら、そういうた情報がないかどうかということをサーベイランスするということは重要なことです。海外での感染症の発生状況、これについてしっかりと情報収集していくことが重要だと思います。

一方で、未知ではないですけれども日本でまだ経験がほとんどないような感染症、こういったものが入ってくる可能性はあり得ると思つています。こういったものについては、海外でワクチンが製造に承認されているものもあるわけであります。特例承認という枠組みもあるわけであります。日本で感染症がパンデミックになつて、そして海外で既に承認されているワクチンがあるというような状況になれば、そういうた制度も一つ視野に入つてくるんだろうというふうに考えております。

○鶴下委員 今、ワクチンの製造のインフラというのはまだまだ十分でないというふうに私は思つております。過去には私は日本のワクチンの製造プロセスというのは貧弱状態だというふうに申し上げていたんですけれども、今岡本政務官がおっしゃつたように、例えば、世界の中にあるワクチンを緊急に輸入して、そして特例承認していく、こういうようなことと、一つでありますけれども、今、いろいろな技術があります。

例えば、鶴卵でワクチンをつくつていくというようなこともありますし、それに加えて、アジュバントを入れていくなどもあるし、細胞培養でつくっていく場合もありますし、それに加えて、新しいウイルスのDNAが固定されたときには、いち早くそのプラスミドワクチンだとか何かについては作成が